

地籍調査Q & A

問 1 一筆調査の立会を行うのに準備することはありますか。

答 1 土地の境界について家族で事前に確認をお願いします。
また、立会いを効率よく行うために境界付近の草刈り等をお願いします。



問 2 いつ立会えばよいのですか。

答 2 立会日の約1か月前に立会通知を送付します。(通知は一斉に送付しますので、立会日の1か月以上前に届くこともあります。)
立会日は月曜日・水曜日・金曜日の午前9時から12時及び午後1時30分から17時まで実施し、日時は指定させていただきます。平日の立会となりますが、ご協力をお願いします。

問 3 立会は、必ず行かなければいけませんか。

答 3 境界の立会ができない場合は、隣接地との境界確定ができないため「筆界未定」となり、その旨が土地登記簿に記載されます。

問 4 当日、どうしても都合が悪く、立会に行けない場合はどうすればいいでしょうか。

答 4 当日に出席できない場合は、委任状(別紙1)に必要事項を記入し、立会日に代理人に立会していただくようにお願いします。なお、ご家族の方が代理でも委任状が必要です。

※委任状は、現地立会通知時に各地権者に同封します。

問 5 代理人を探せない場合、どうすればいいでしょう。

答 5 原則、立会する人がいない場合は、境界が決定できません。ご都合のつかないときには、早めにご連絡ください。調整がつかない場合は、当日出席された方で境界の仮杭を設置し、欠席された方には後日仮杭の位置をご確認いただき、了承いただければ、そのまま境界杭となります。なお、了承が得られない場合は、再び立会をお願いすることになります。

問 6 遠方に住んでいますが、立会における交通費や立会経費は出るのですか。

答 6 地籍調査は、皆さんの財産である土地を明確にするために行われることから、交通費や立会経費を支給する制度はなく個人負担となります。ただし、測量など調査に必要となる費用

は一切かかりません。

問 7 立会までの間に土地の所有者が変更になった場合はどうするのですか。

答 7 建設部用地課地籍換地係へその旨、ご連絡をお願いします。

問 8 境界はどのようにして決めるのですか。また、隣接の地権者から一方的に境界を主張された場合はどうなりますか。

答 8 法務局の公図などを基に現地で土地の所有者と隣接者が確認し、双方の話し合いで境界を決めていただくことになります。

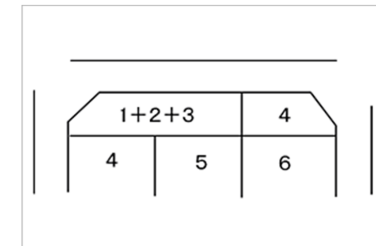
問 9 地籍調査で民地と民地の境界確定は、市が決めてくれるのでしょうか。

答 9 地籍調査は、あくまでも隣接所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うもので、市役所が民々境界を決定することは出来ません。事前に関係者で協議し、境界を決めておいてください。

問10 境界が決定しない場合はどうなりますか。

答10 土地の境界が決められませんので、「筆界未定」となります。
立会に欠席すると隣接する土地境界も決まらなくなりますので、立会は必ず出席してください。

もし、「筆界未定」で調査を終了した場合、図面には境界が入らず土地を図面上で特定することができなくなります。その結果、所有権移転の登記申請はできますが、分筆・合筆・地積更正・地目変更登記はできなくなります。また、売買や抵当権の設定などが非常に難しくなります。



問11 地籍調査終了後に、「筆界未定」地の境界を確定することができた場合、追加調査をしてもらえますか。

答11 地籍調査終了後に、「筆界未定」となっている土地の境界が決まっても、市の方で調査することはできません。土地家屋調査士等に境界確認・測量・登記等の手続きを個人負担で依頼してください。

※「地籍調査終了後」とは・・・測量業務以降(2年目以降)のことです。

